'17年冬競馬

小倉競馬 観戦ツアー

日程（いずれも2017年）

- 2月11日(土)～2月12日(日)
- 2月18日(土)～2月19日(日)
- 2月25日(土)～2月26日(日)
- 3月 4日(土)～3月 5日(日)

来賓ロビー席にて観戦！

2月19日(日)は 小倉大賞典(GⅢ)開催

旅行代金（2名1室お1人様）

リーガロイヤルホテル小倉泊 **41,500円**

■お1人部屋追加代金(お1人様につき)／4,000円増

スケジュール

1	新大阪駅ご集合(7:30)＝新大阪駅(8:18発／のぞみ99号※予定)＝小倉駅(10:31着)＝モノレール(所要約10分)＝競馬場前＝来賓ロビー席にて観戦＝全レース終了後、モノレールにてホテルへ＝ホテル着後、自由行動
2	ホテル(各自ご朝食)＝モノレールにて競馬場へ＝来賓ロビー席にて観戦(到着後自由行動)＝各自、モノレールにて小倉駅へ＝小倉駅(17:49発／のぞみ56号※予定)＝新大阪駅(20:01着)

宿泊

●リーガロイヤルホテル小倉 小倉駅より徒歩1分と大変便利な立地です

リーガロイヤルホテル小倉 外観

リーガロイヤルホテル小倉 室内

■募集人数／各日20名様(最少催行人員／8名)

■旅行代金に含まれるもの／

- ●往復の新幹線運賃料金　●宿泊代(2名1室朝食付)
- ●小倉～競馬場前往復モノレールチケット(2日間)
- ●競馬場入場券＆来賓ロビー席チケット(2日間)
- ●スポニチ新聞(2日分)　●添乗員(現地係員がご案内します)

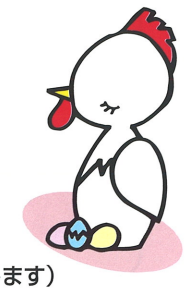

'17年冬競馬 小倉競馬観戦ツアー

●FAXでお申込みの場合は必要事項をご記入の上、ご返送下さい。 **FAX.06-6578-4510**

フリガナ		年　齢	性　別	連絡先	TEL
代表者氏名		歳	男　女		FAX
住　所	〒　　（フリガナ）				
部屋タイプ	ツイン　・　シングル	（　禁煙　・　喫煙　）※禁煙・喫煙のご希望には添えない場合もございます。			
同行者	2.氏名	（フリガナ）	（年齢　　歳）（性別　男　・　女）		
	3.氏名	（フリガナ）	（年齢　　歳）（性別　男　・　女）		
	4.氏名	（フリガナ）	（年齢　　歳）（性別　男　・　女）		
緊急連絡先	（携帯番号）				
希望日程	2/11～12　・　2/18～19　・　2/25～26　・　3/4～5				

●お申し込み金のお振込みは下記までお願いします。※お振込み手数料はお客様ご負担となります。予めご了承下さい。

三菱東京UFJ銀行　信濃橋支店（普通）0067924　（株）スポニチプライム

＜旅行条件のご案内＞

※お申込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。
この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1.募集型企画旅行契約

この旅行は（株）スポニチプライム（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結する事になります。
旅行契約の内容・条件は、お渡しする確定書面及び当社旅行募集型企画旅行契約の部によります。当社は運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を手配し、旅程を管理する事を引き受けます。

2.旅行のお申込みと旅行契約の成立

1.所定の申込書に所定事項をご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」それぞれの一部又は全部として取扱います。
2.電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払が必要です。
3.お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受領をもって契約成立となります。

旅行代金の額	申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

3.旅行代金のお支払い期日

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます）よりも前にお支払い頂きます。基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

4.旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

1.旅行日程に明示した交通機関の運賃・料金、宿泊代金、食事料金、観光料金、消費税、その他が含まれます。
2.旅行代金に含まれる費用の内、運送機関の利用等級は特に注釈がない限りエコノミークラス利用となります。
3.旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費及び観光費、個人的な飲食・通信費、サービス料、専用個室利用追加代金、希望者のみが参加するオプショナルツアー代金は旅行代金に含まれません。

5.お客様による旅行契約の解除

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表）取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
<1> 21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
<2> 20日前に当たる日以降の解除（<3>～<7>を除く）	旅行代金の20%	無料
<3> 10日前に当たる日以降の解除（<4>～<7>を除く）	旅行代金の20%	旅行代金の20%
<4> 7日前に当たる日以降の解除（<5>～<7>を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
<5> 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
<6> 旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
<7> 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

6.当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。（一部例示）
1.旅行代金が所定期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解除日の取消料を違約料として戴きます。
2.参会者が最少催行人員（パンフレット記載の人数）に満たない場合。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に通知します。
3.申込み条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

7.旅程管理

1.個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
2.現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

8.当社の責任及び免責事項

1.当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。（お荷物に関係する賠償限度額は15万円）但し天災地変、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。
2.当社はお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

9.特別補償

当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の1個または一対については、15万円を限度とします。

10.ご旅行条件

この旅行条件は、2015年4月1日を基準としています。

11.旅程補償

1.当社は、次表に掲げる契約内容の重要な変更（次の【1】【2】【3】に掲げる変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第9項の規程に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変　イ.戦乱　ウ.暴動　エ.官公署の命令　オ.欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止　カ.運延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運操サービスの提供　キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
【2】第5・6項での規程に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
【3】1.パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
2.当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
3.当社が、本項1の規程に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第9項の規程に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額をお客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。
4.当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

12.個人情報の取扱について

当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社らでは、(1)当社ら及び当社らと提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社の間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物案内等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

ご参加希望の方はお電話またはFAXにて。

＜旅行企画・実施＞ スポニチ旅行（スポニチプライム）
観光庁長官登録旅行業第530号

☎06-6578-4501
【営業時間・電話受付】9:30～18:30（土日祝休み）
〒550-0005 大阪市西区西本町1-2-14 岡島ビル5F
FAX.06-6578-4510（24時間受付）